

●香川県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成23年9月20日から同年10月11日まで一般の縦覧に供する。

平成23年9月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 善通寺詫間線（48号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
善通寺市吉原町字三本木1580番2地先から 善通寺市吉原町字鍛冶屋1819番地先まで	9.2~18.8	228	平成16年香川県 告示第669号で 変更した区域の 一部
善通寺市吉原町字兼政2341番4地先から 善通寺市吉原町字井ノ下2179番1地先まで	11.9~12.8	115	

- 4 供用開始の期日 平成23年9月26日